破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第２０３号
茨城県つくばみらい市板橋2844番地156　セレナアパート205号
債務者　小倉　孝之
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１２号
茨城県つくば市並木３丁目14番地６　グレース並木Ｃ棟201号
債務者　小泉　久美（旧姓平沼）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２３１号
茨城県土浦市中神立町12番地２ウィンリバーハイツＤ102
債務者　岩渕由実子（旧姓髙木）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２１５号
埼玉県草加市花栗４丁目20番18―312号
債務者　西岡　幸紀
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第２８０号
埼玉県越谷市宮本町３丁目29番地　佐藤マンションⅠ203
債務者　加藤　正子（旧姓崎向）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３０４号
埼玉県春日部市南３丁目11番24号　県営南団地１―102
債務者　神戸　和代
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３３０号
埼玉県春日部市中央７丁目10番地25　浅野コーポ301、前住所埼玉県春日部市小渕493番地１　春日部小渕団地１棟504号
債務者　古澤　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３５６号
埼玉県草加市瀬崎町865番地２
債務者　中山　幸紀
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
埼玉県春日部市梅田３丁目43番地梅田マンション206号、旧住所埼玉県春日部市栄町１丁目141番地１
債務者　宮田　　明
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３６６号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目13番29号ビュークレスト弐番館106
債務者　深井　進一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５０２号
埼玉県入間市東町６丁目１番11号
債務者　山口　静一
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１９号
埼玉県秩父郡小鹿野町藤倉2157番地
債務者　花坂　雅透
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
　　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
北海道名寄市西９条北９丁目21番地126商工団地
債務者　笹田　智恵（旧姓長尾）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　　旭川地方裁判所名寄支部

平成２２年（フ）第１６号
北海道稚内市宝来４丁目７番53号
債務者　三澤　香織（旧姓奥村）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　　旭川地方裁判所稚内支部

平成２２年（フ）第３０号
北海道網走市北12条東１丁目３番地の１　吉村マンション
債務者　二瓶　美希
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２２年（フ）第３５７号
盛岡市永井21地割５番地６　小笠原アパート７号、旧住所盛岡市三本柳22地割44番地１
債務者　髙橋　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部